

久留米市市民活動・多様な資金調達応援事業業務委託仕様書

1 事業の名称

久留米市市民活動・多様な資金調達応援事業

2 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 事業の目的

地域課題は複雑化・多様化しており、地域において課題解決に取り組む市民活動の役割は、ますます重要性を増している。

このような中、市民活動団体（以下、「団体」という）は運営資金の確保に苦慮していることから、団体の多様な活動や実績を踏まえ、団体の自立的かつ持続的な運営が実現されることを目的として、「多様な資金確保のための個別伴走支援」「資金調達研修プログラムの策定と実施」「民間資金を活用した新たな助成金制度の制度設計と事前準備」を行う。

4 業務の内容

（1）多様な資金確保のための個別伴走支援

- ・団体の多様な資金調達手法の習得と、民間助成金等の獲得を目的に、「資金調達に関する基礎知識の習得」「寄附や民間助成金等の獲得」などについて、個別に伴走支援を行う。
- ・必要に応じて、一部を集合研修形式で実施することも可能とする。
- ・企画、実施および実施後の検証等については、受託者が一貫して責任を持ち、適切に遂行するものとする。
- ・業務期間終了後、「団体ごとの課題」「実施内容」「得られた成果」「今後の方針」等を整理した報告書を作成し、電子データで市へ提出する。

【個別伴走支援の概要】

対象団体	市が指定した市民活動団体
団体数	最大5団体
実施時期	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（6ヶ月間）
時間	1団体あたり月6時間程度を想定

（2）資金調達研修プログラムの策定と実施

- ・団体が多様な資金調達の手法を習得するための研修プログラムを策定し、同プログラムを実施する。
- ・研修は全6回にわたり実施し、各回に異なる内容を設定する。講義やワークショップ等を組み合わせ、基礎知識や実践的な内容が学べる構成とする。

- ・集合研修とオンライン研修を併用し、多様な団体が参加しやすい環境を整え、多くの団体の参加を促すものとする。
- ・研修資料は受託者が作成することとし、事前に市の承認を得ること。テキストの形式は、紙、電子データ等の形式を問わない。
- ・企画、参加団体の募集、実施および実施後の検証等については、受託者が一貫して責任を持ち、適切に遂行するものとする。
- ・研修業務期間終了後には、「研修内容」「参加者からの意見」「成果と課題」等を整理した報告書を作成し、電子データで市へ提出すること。

【研修プログラムの概要】

対象団体	・久留米市の補助金を活用している市民活動団体、その他久留米市で活動する市民活動団体
団体数	集合研修で20団体程度を想定
プログラム策定・団体募集時期	令和7年8月1日から9月30日まで
実施時期	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（6ヶ月間）
開催回数	月1回（全6回）を想定
時間	1回につき2時間程度を想定
会場	選定は市と協議のうえ決定する

（３）民間資金を活用した新たな助成金制度の制度設計と事前準備

- ・久留米市内で活動する市民活動団体を対象とした新たな助成金制度の制度設計と運用に向けた事前準備（資金調達、募集に向けた準備等）を行う。
- ・助成金制度の制度設計は、下記の制度の概要（案）をベースとし、その検討は市と協働で行う。
- ・助成金制度は、単年度限りのものではなく、継続的に実施することを基本とする。また、制度運用にあたっては、必要に応じて、その内容に関して市と受託者との間で覚書等の締結を行う。

【助成金制度の概要（案）】

対象団体	・久留米市の補助金を活用している市民活動団体、その他久留米市で活動する市民活動団体 ・幅広い分野の団体を対象とする。
助成金制度の規模（1件あたり）	「10～30万円程度の規模の制度」、「100万円以上の規模の制度」の両方、またはいずれか一方 ※いずれか一方の場合には「10～30万円程度」を優先する
団体数	・「10～30万円程度」・・・5団体以上 ・「100万円以上」・・・指定なし
運用主体	運用（資金調達、団体の公募、審査、助成金交付など）は、受託者が一貫して責任を持ち、適切に遂行するものとする。

	※市は、必要に応じて運用に関与するとともに受託者の活動を支援する。
資金調達	「寄附」「クラウドファンディング」「休眠預金」などの民間資金を活用し、受託者が主体的に調達する。
運用に必要な経費	調達した資金から充当する ※充当方法については、市と協議のうえ決定する

5 市との協議

- (1) 業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告および調整を行うこと。
- (2) 業務全体についての報告書を簡潔にまとめ、契約期間終了日までに電子データで提出すること。

6 留意事項

(1) 法令の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 再委託

本業務の受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。なお、業務の一部を委託する場合は、あらかじめ久留米市の同意を得るものとし、再委託を行った作業の成果については、受託者が全責任を負うこと。

(3) 著作権

ア 本業務の成果品の著作権は、久留米市に帰属するものとする。但し、成果品に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

イ 本業務の成果品に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、久留米市は、業務の成果品を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。

(6) 損害賠償

本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、久留米市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項および本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都

度久留米市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また久留米市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。